

《税務コーナー》～平成13年税制改正～

最近の経済情勢等を踏まえ、企業組織再編成に係る税制を整備するほか、住宅投資及び中小企業の設備投資の促進を図るとともに、社会経済情勢の変化に対応するため、次のとおり税制改正が行われました。

住宅税制

1. 新住宅ローン減税制度の創設

住宅借入金等に係る税額控除制度について、平成13年7月1日から平成15年12月31日までの間に居住の用に供した場合の控除率、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除期間を次のとおりとする新住宅ローン減税制度が創設されました。

居住の用に供する時期	控除期間	住宅借入金等の年末残高	控除率
平成13年7月1日から平成15年12月31日まで	10年間	5,000万円以下の部分	1%

2. 住宅取得資金に係る贈与税の特例の拡充

住宅取得資金に係る贈与税の非課税限度額を550万円(現行300万円)に引き上げるとともに、一定の増改築及び買換え費用に充てるための金銭の贈与を適用対象に追加し、適用期限が3年延長されました。

(注)平成13年1月1日以後の贈与について適用する。

3. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除

特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の適用期限が3年延長されました。

4. 居住用財産の買換え等特例要件緩和

特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例制度の適用期限が3年延長されました。

中小企業投資促進税制等

1. 中小企業者等が機械等を取得した場合等の30%の特別償却又は7%の特別税額控除制度の適用期限が平成14年3月31日まで1年延長されました。

2. 試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除制度における中小企業者等の試験研究費の額に係る特例について、特別税額控除割合100分の10とし、平成14年3月31日までに開始する事業年度まで適用する。

金融関係税制

1. 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制

度についての特例措置の期限が2年延長されました。

2. 商品先物取引による所得について、平成13年4月1日から平成15年3月31日まで20% (地方税含め26%)の税率による申告分離課税を行うこととされました。

社会経済情勢の変化への対応

1. 情報通信

電子計算機の耐用年数(現行6年)について、パーソナルコンピュータについては4年、その他のものについては5年に短縮されました。

(注)上記の改正は、個人の平成13年分以後の所得税及び法人の平成13年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用する。

2. 特定非営利活動法人への支援

特定非営利活動法人(NPO法人)のうち、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたものについて、次の措置を講ずることとした。

(1)個人が支出した寄附金については、特定寄附金とみなして寄附金控除の適用を認める。

(2)法人が支出した寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人に対する寄附金と合わせて、損金算入限度額の範囲内で損金算入を認める。

(3)個人が相続財産等を寄付した場合は、原則として相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

(注)上記の改正は、平成13年10月1日から適用する。

3. 贈与税の基礎控除の引上げ

贈与税の基礎控除の金額が、110万円(現行60万円)に引き上げられました。

(注)平成13年1月1日以後の贈与について適用する。

4. 相続税の小規模宅地等の特例の拡充

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、次のとおり限度面積要件が拡充された。

(1)特定事業用宅地などに係る特例の適用対象面積を400m²(現行330m²)に拡大する。

(2)特定居住用宅地に係る特例の適用対象面積を240m²(現行200m²)に拡大する。

(注)平成13年1月1日以後の相続について適用する。